

保証規約書

第1条 前提

本規約書は、車両購入者（以下、お客様）が車両を販売した販売店（以下、販売店）が提供する修理保証サービスの内容及び条件を定めたものです。

なお、本修理保証サービス（以下、本サービス）の運営にあたり、その業務の全部または一部を保証運営会社（以下、委託会社）に委託いたします。

販売店と委託会社（以下、保証会社等）は、相互協力をしてお客様にサービスを提供いたします。

第2条 保証概要

- （1）本サービスはお客様が販売店にてお車を購入したときに付帯されるサービスであり、納車後の加入は、保証書等で別途定めがない限り原則認められません。
- （2）本サービスの加入には、お車購入時に保証会社等指定の点検・整備が必要になります。
- （3）保証期間は第8条（2）の通りになります。
- （4）保証期間内で保証開始日を起算として、1年毎を年度と定義します。

第3条 保証契約の申込み

お客様は、お車購入時に、次の各号に掲げるいずれかの方法により本保証サービスの申込みをすることができます。

- （1）お車購入時に、本サービス加入の意思を販売店に伝えること。
- （2）保証会社等がインターネット上に掲示する入力画面（以下「契約入力画面」といいます）に所要の事項を入力し、契約入力画面の内容を確認し、保証会社等に送信すること。

第4条 保証料の払込方法

- （1）お客様は、保証申込書、契約入力画面または保証会社等の定めるところに従い、保証料を払い込まなければなりません。
- （2）保証料払込期限は、保証申込書、契約情報確認画面または車両販売会社の定める方法での通知により提示されます。保証書等に別の規定がある場合を除き、提示された期日までに支払いをする必要があります。
- （3）保証期間が始まった後であっても、保証料支払前に生じた故障に対しては、保証金を支払いません。

第5条 保証プランの変更

- （1）保証会社等が定めた期間であれば、翌年度の保証プランが変更できます。尚、保証プランの変更には保証会社が定める手続きが必要です。
- （2）保証プランの変更手続きが無い場合は、翌年度の保証プランは、保証会社等が定めたプランとなります。

第6条 保証契約の解約

- （1）保証開始日から1年毎の同日の前日を起算月として、起算月より3ヵ月前の1日から2ヵ月前の月末日までを解約可能期間と定め、この解約可能期間内であれば翌年度以降の本サービスを解約することができます。尚、解約には、保証会社等が定める手続きが必要です。

(2) 解約可能期間外での解約は原則できません。サポートセンターへご連絡ください。

第7条 保証契約の解除

下記項目に該当する場合は、保証会社等はこの保証契約を解除することができます。本サービス利用が失効となり、保証料の返金も行いません。

- (1) 本サービスの利用中に、本保証対象車両が違法改造車と判明した場合。
- (2) 修理審査の過程で、明らかな虚偽申告や不正と委託会社が認めた場合。
- (3) 当該車両を抹消登録した場合。
- (4) 当該車両を国外へ持ち出した場合。
- (5) 保証会社等の定める保証料払込期限から相当な期間内に保証料の払込みがない場合。
- (6) お客様が暴力団等反社会的勢力に所属または関係していると判明した場合。
- (7) 契約対象車両の買取り、下取り、譲渡等による所有権の移転が発生する契約が成立した場合。ただし、婚姻・移転等による使用名義人の姓・住所・連絡先の変更の場合は除きます。その場合は速やかに保証会社等へご連絡ください。

第8条 保証の内容

- (1) 販売店が認めた車種・走行距離上限・年式上限・その他の範囲で本サービスが加入できるものとします。
- (2) 保証期間は別紙「保証書」に記載されている保証期間となります。
- (3) 保証範囲は、別紙「保証対象部品リスト」に定める部品を対象部品とし、本規約書に定める審査方針によって、委託会社が判断したものとします。ご加入の保証プランにより、「保証対象部品リスト」の代わりに、「保証対象外部品リスト」により、保証しない部品を定めている場合は、「保証対象外部品リスト」に定めている部品以外の部品が保証範囲の対象部品となります。
- (4) 本サービス適用となった場合は、1回の修理ごとに修理事務手数料として免責金をお支払頂きます。修理事務手数料は、保証書等に記載されている金額となり、修理事務手数料を保証会社等へお支払頂いてからの修理着工となります。
- (5) 保証上限金額は保証書等で別途定めがない限り無制限です。
- (6) 1回の修理においての、お客様負担額は、保証書の定めの通りで、お客様負担が割合負担の場合は、最終修理金額にお客様負担割合を乗じた金額となります。なお、保証書等で別途定めがない限りは、お客様負担額はありません。
- (7) 保証期間中の走行距離制限は保証書等で別途定めがない限りありません。
- (8) 本サービスの対象となる修理とは、本来の機能を回復することであり、対象部品の修理又は修理不能な場合のみ部品交換を行います。
- (9) 部品交換が必要な場合は、中古部品の使用が最優先で、中古部品の調達ができない場合は、リビルト部品・社外新品部品・純正新品部品の優先順位で調達します。
- (10) 保証対象の部品は、純正部品のみが対象となり、社外部品や本来の仕様とは異なる純正部品が故障の場合は本サービスの適用外となります。
- (11) 事故による故障、又は事故が起因して故障した部品の故障は本サービスの適用外となります。
- (12) 修理の内容により、委託会社の判断によって、当初入庫した工場から、別の工場へ搬送する場合がございます。

第9条 保証修理の受け方

- (1) お客様はお車に故障が発生した場合、すみやかに保証会社等に連絡をし、保証会社等の入庫指示を受けてください。ただし、故障の発生が保証期間内であっても、保証会社等への連絡が保証期間を過ぎていた場合は、本サービスの適用外となります。
- (2) お車の故障のご連絡は、お客様本人か同居の親族、法人の場合は法人代表者・車両管理者に限ります。
- (3) 保証会社等はお客様に症状を確認した後、工場入庫をお客様にご案内いたします。
なお、入庫工場は保証会社等の指定工場のみ、本サービスを受けられるものとします。
- (4) お車の入庫は、故障発生から1か月以内とし、1か月を超えた場合は本サービス適用外となります。
- (5) 委託会社は入庫した工場が発行する見積書をもって保証の審査を行い、本サービスの対象であるか判断をいたします。
- 詳しくは第10条「審査方針」の通りです。
- (6) 審査結果が出る前の修理着工や部品手配は、本サービス適用外となりますのでご注意ください。

第10条 審査方針

本サービスの対象であるかの判断は、委託会社が保証内容・本規約・お車の使用状況等を総合的に判断します。

第11条 保証適用にならない事項

- (1) 保証会社等が認定した工場以外に修理依頼をされたとき。
- (2) お客様の意向で審査承認前に修理を着手されたとき。
- (3) 保証期間の満了後に、保証会社等に故障の報告をされたとき。
- (4) 商業目的（配達、現場作業、レンタカー、教習車等）での使用・業務目的及びリースカー、代車等に使用又は試験のために使用されるとき。
- (5) 本保証の加入後に、保証会社等に無断で走行メーターの変更や取り外した痕跡が認められるとき、又は走行距離計が故障したにもかかわらず保証会社等へ連絡もせず速やかな修理がなされないとき。
- (6) 保証対象車両がサーキット、レース、ラリー等の公的競技に参加及びゼロヨン、ドリフト走行等の私的競技に参加して走行した車両、又は競技コースや原野等で走行した車両と判明したとき。
- (7) 本サービスの「保証対象部品リスト」に記載されていない部品の不具合、及び「保証対象部品リスト」に記載されていない部品が原因で発生した「保証対象部品」の故障のとき。
- (8) 保証会社等が認定した工場において、保証会社等が調査を行ったときに、故障の再現性や故障の現況が確認できないとき。
- (9) 本サービス対象の自動車メーカーが認めていない改造・架装及び部品、アクセサリーやコンポーネントが原因となる不具合及びエンジン・チューンナップ、車高の変更、灯火計器の増設等、道路交通法、道路運送車両法に適合しない車両のとき。※違法改造車と判明した時点で本サービスは失効いたします。
- (10) 本サービス対象車両の自動車メーカー指定の仕様と異なる部品。
- (11) 本サービス対象の自動車メーカーが指定する油脂類・液類（オイル、ブレーキフルード等）以外の使用が原因となった故障のとき。
- (12) 本サービス対象の自動車メーカー純正以外の部品を使用したことが原因となり発生した保証対象部品の不具合及び保証対象部品に起因して発生したメーカー純正以外の部品の不具合。
- (13) 本サービス対象車両が使用できない期間の代車の費用。
- (14) 日常点検、定期点検等の法定点検整備、及びメーカーが指定している点検整備及び部品の交換を実施しな

かったことが原因による故障。

(15) 日常点検整備の義務を怠り、或いは整備不良車両を運転したことから生じた不具合ならびに損失。

(16) 当該車両のユーザーマニュアルに記載された取扱方法を守らない使用や、仕様の限界を超える使用、日常において不適切な状況での使用の場合、及び一般車両が走行しない場所で車両を使用したことが原因による故障の場合、その他お客様の責任に帰属する事由により生じた故障の場合。

(17) 音・振動・オイルのにじみなど、機能上影響のない現象の場合。

(18) 使用消耗または経年劣化による故障の場合。(回転部品等の磨耗及びそれに類するもの、電気部品の寿命、内外装品、樹脂部品、塗装面・メッキ面等の自然退色、錆、劣化など)

(19) 消耗部品の交換・補充。(バッテリー充電および交換、エアコンプレッサーのクーラーガスの補充・交換、エンジンオイルの補充・交換、ベルト類、ブレーキディスク・パッド、電球、ヒューズの交換など)

(20) 動作の硬さ・渋さ、燃費不良、パワー不足、タイヤの片減り、車体不安定その他故障か否かの判断基準に乏しい現象の場合。

(21) 車両事故または改造に起因する故障の場合

(22) 故障発生の予防的な整備及び予備的な整備の場合。

(23) 工場推奨の予防的、予備的な整備費用。

(24) 法定点検整備(12か月・24か月)、メーカーが指定している点検整備および定期交換部品にかかる費用。

(25) テスター診断や目視など、診断のみの作業および調整費用(保証対象部品の手直しや修正など修理を伴う場合を除く)。

(26) 車両が使用出来ない事態に伴う機会損失および不便などに関する費用。(通信費、代車代、レンタカー代、宿泊費、交通費、休業補償、積載物補償、営業損失、精神的苦痛など)

(27) 修理発生時の納車および引取に関する費用。

(28) 車両及び車両に付属する製品の故障に起因するもので、健康障害・身体障害(障害に起因する死亡を含む)、搭載物など財物の滅失・き損・汚損によって生じた損害。

(29) 法令の改正及び官公庁の指示・指導などにより負担を余儀なくされた費用。

(30) 自国・諸外国を問わず戦争、武力行使、クーデター、政権奪取、内乱、武装集団による反乱、その他一般民衆を含め類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団行動により、全国または一部の地域により著しく平穏が害され治安維持上重大な事態と認められるなどの状態)によって生じた損害。

(31) 核燃料物質(使用済燃料も含む)もしくは核燃料物質によって汚染された物質(原子核分裂生成物を含む)によって起因する放射性・爆発性・その他有害特性の作用及びこれらの特性に関わる事故によって生じた損害。

(32) 衝突、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、落雷、地震、噴火、火災、台風、洪水、高潮、煤煙、飛石、薬品、障害物等の接触による不具合。

(33) 車両及び車両に付属する製品の故障に起因するもので、車両に付属する製品及びびその他の財物の使用の阻害によって生じた損害。

(34) 故意に故障を生じさせ、又は故障の事実、内容若しくは発生原因について虚偽の説明・申告を行うなど不正

な修理の要請があったと委託会社が判断した場合。この場合、委託会社は不正の修理の要請があったと判断した時点以降、本サービスは失効し、保証料の返金も一切致しません。

第12条 修理費の支払

- (1) 本サービスを利用して発生した修理費は、保証会社等が直接工場へお支払いたします。
- (2) 保証会社等が認めていない、お客様立て替えによる支払に対しては、本サービスの適用はできません。

第13条 不可抗力

お客様及び保証会社等は、地震、台風、津波その他の天災地変、火災、戦争、テロ、ストライキ、重大な疾病、法令・規則の制定・改廃、輸送機関・通信回線の事故その他不可抗力による本サービスの全部又は一部の履行遅滞又は履行不能については、その責任を負わない。ただし、保証会社等は本サービスの早期復旧に尽力することとする。

第14条 保証規約の改定

本規約の改定は予告なしに行われることがあります。その場合は、Web等で告知いたします。

第15条 代位

本サービスを利用した修理費用を第三者の損害賠償請求することができる場合は、保証した修理費を上限とし、お客様の権利を害さない範囲内で、お客様が有する権利を取得いたします。

第16条 反社会的勢力の排除

お客様及び保証会社等は、現時点及び将来にわたり、自己について次の各号のいずれの事項にも該当しないことを表明し、確約します。

- (1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)であること又は反社会的勢力であったこと。
- (2)反社会的勢力が経営を支配していること。
- (3)代表者、責任者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること。
- (4)自己又は第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- (5)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を図るなど反社会的勢力に利益を供与していると認められる関係を有すること。
- (6)反社会的勢力と密接に交際をするなど社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (7)暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求を行うこと。
- (8)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うこと。
- (9)風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為を行うこと。

第17条 個人情報の取り扱い

- (1) お客様はお客様個人を識別しうる情報、車両情報及び、本サービスの履行の過程において知りえたお客様に関する情報(以下、個人情報)を次の各号の目的に利用することに同意するとともに、販売店が委託会社へ個人情報を運営会社及びその関連会社に提供し、次の各号の目的に利用することについての同意を得ることとします。
①本サービスの申込み内容、申込み情報の記録、保管、管理。

- ②本サービスに基づく車両の点検・整備・修理に関する業務及びこれらに付随する業務の遂行。
- ③本サービスに基づくもの以外の委託会社による、車両の点検・整備・修理・アフターサービスに関する各種案内の提供。
- ④販売店との契約または法令に基づく権利の行使や義務の履行。
- ⑤本サービスに関わる各種案内の提供。
- ⑥本サービスの品質向上を目的としたアンケート及び調査の実施。
- ⑦本サービスの品質向上を目的としたデータ集計及び結果の分析。(ただし、集計結果は統計的に処理する場合のみ利用とし、個人を特定するデータとの関連づけは行いません。)

(2) 保証会社等は次の項目にて定める場合において、その個人情報を第三者に提供する場合があります。

- ①お客様の同意がある場合 (Web での同意も含む)。
- ②統計的なデータ等、お客様本人を識別できない状態に加工して利用する場合。
- ③保証会社等が法令に基づきお客様情報の開示、提供を求められた場合。
- ④人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、お客様の同意を得ることが困難である場合。
- ⑤国または地方公共団体等が公的な事務を実施する上で協力する必要がある場合で、お客様の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす場合。
- ⑥委託会社と提携・協力関係のある企業・団体に対し、本サービスを提供するうえで必要な情報を委託する場合。

CAR3219 WARRANTY 2106